

岩手県告示第305号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和6年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
一関市	当該市町村で定める場所	令和6年7月1日（午後）から同月5日（午前）まで及び同月8日（午後）から同月12日（午前）まで
住田町	〃	令和6年7月22日から同月23日まで
金ヶ崎町	〃	令和6年7月24日
平泉町	〃	令和6年7月26日
陸前高田市	〃	令和6年7月29日（午後）から同年8月2日（午前）まで
奥州市	〃	令和6年8月19日から同月23日まで、同月27日から同月29日（午前）まで及び同年9月2日（午後）から同月4日（午前）まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター